



# 教

市内在住で次の項目に該当す

**局浜市奨学生募集** 

①学校教育法に規定する高等学校 ②独立行政法人日本学生支援機構 その他の団体から奨学金を受け に在学している方

ていない方

③経済的理由により就学困難な方 者で売上減となった世帯の方を 非自発的に離職、または自営業 年11月1日以降倒産などにより (本人の属する世帯で、平成27

> 申請手続 奨学金の支給を受けよう **支給期間** 当該高等学校の正規の修 支給額 月額8,000円 ③家庭状況調査書 ②在学する学校の校長の推薦書 ①高浜市奨学金支給申請書 業期間を修了するまで 会学校経営グループへ提出 とする方は、次の書類を教育委員

※①②③の用紙は、学校経営グルー ④在学証明書

※申請は、毎年必要

ブ(市役所3階)にあります。

申込期限 6月30日休

申込・問合せ先

団学校経営グループ ☎52-111(内線引)

## 早期教育相談のお知らせ

教育相談を実施します。 があると思われる方、子どもの就学 なることのある方、子どもに障がい について相談したい方などに、早期 県教育委員会では、子育てで気に

特別支援教育などについて、より正 してください。 しく理解する場として、気軽に利用 子育てや子どもの障がい、就学や

ਰ੍ਹ 相談は無料ですが、予約が必要で

> とき 7月29日金 対象 乳幼児 (〇歳以上)から、平成 ところ 西三河総合庁舎 午前10時~午後3時 29年度に新一年生に入学する子ど も(6歳まで)とその保護者

※相談日以外にも必要に応じて個別 申込方法 7月1日/金までに学校経 相談を特別支援学校、児童相談セ ンターなどで実施 営グループへ申込

申込・問合せ先

☎52-111(内線3) 団学校経営グループ

#### 消 防

#### 危険物安全週間 6月5日田~11日出

### ◆「危険物 決めろ無事故の ストラ

物品をいいます。 るもので、次のような危険性がある 危険物とは消防法で定められてい

・火災発生の危険性が大きい

火災拡大の危険性が大きい 火災になると消火が困難

ン・灯油などがあります。 私たちの身近なものではガソリ

安全に扱えば大変便利なものですが、 す危険性があります。 その取扱いを誤れば火災を引きおこ この期間中に、事業所やご家庭で これらの危険物は正しく保管し、

故のないように注意してください。 方法についても今一度確認して、事 危険物の保管場所や貯蔵容器、取扱

### ▼保管上の注意

- 保管場所は直射日光を避け、高温 置かないこと。 になる場所、火気を使う場所には
- 必要以上の量を保有しないこと。
- 容器に入れた危険物が地震で転倒 おくこと。 落下しないように事前対策をして
- ガソリンなどの危険物は火気の近 くでは取り扱わないこと。
- ガソリンを入れる容器は専用の携 は入れないこと。 行缶を使用して灯油用ポリ容器に



問合せ先、衣浦東部広域連合消防局 予防課危険物係

**☎**63-0137